

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

各住宅宿泊事業者 様

品川区保健所長

新型コロナウイルス感染症に関する支援等について

政府では、新型コロナウイルス感染症に関する当面緊急に措置すべき対応策として、2月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」をとりまとめておりますが、この中で特に住宅宿泊事業者に関連するものとして、中小企業及び小規模事業者向けの資金繰り支援（セーフティネット貸付、セーフティネット保証）や雇用対策（雇用調整助成金）が盛り込まれております。

また、1月31日、観光庁において、外国人観光客の減少等、経営環境の変化に直面している宿泊事業者向けの特別相談窓口を地方運輸局等内に設置し、相談や要望をお聞きした上で、経済産業局、都道府県労働局等と連携して、活用可能な支援策の紹介等の対応を行っているところです。

さらに、3月2日、厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設けることが公表されたところです。

つきましては、これらの支援を必要とする事業者がこれらの支援策をしっかりと活用することができるよう、支援策等の掲載サイトをお知らせします。

各種支援等掲載サイト

(宿泊事業者向け特別相談窓口)

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000445.html

(セーフティネット貸付、セーフティネット保証)

<https://www.chusho.meti.go.jp/corona/index.html>

(よろず相談窓口)

<https://yorozu.smrj.go.jp/>

(雇用調整助成金)

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/koyouantei_01.pdf

(新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html